火災予防上必要な業務に関する計画確認書

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 防火担当者（指定催しでの管理・監督的立場にある者を選任すること。）　　　役職・氏名（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）（１）警察署事前協議担当者　　（　　　　　　　　　　　　　）（２）施設管理者事前協議担当者（　　　　　　　　　　　　　）　　　消火準備、対象火気器具等や危険物取扱い場所の確認、避難通路の確保を事前協議すること。 |
| ２ | 対象火気器具等危険物取扱い | 事前確認担当者（　　　　　　） | 当日確認担当者（　　　　　　） |
| （１）露店等の開設者に事前確認を行うこと。（２）事前確認どおりの配置になっているか当日確認を行うこと。 |
| ３ | 配置計画 | 事前確認担当者（　　　　　　） | 当日確認担当者（　　　　　　） |
| （１）対象火気器具等や危険物と客席を近接させない等、火災予防上の安全に配慮し、観客等の安全な通路を確保した会場の配置計画とすること。（２）事前確認どおりの配置になっているか当日確認を行うこと。 |
| ４ | 消火器その他の消火準備 | 事前確認担当者（　　　　　　） | 当日確認担当者（　　　　　　） |
| （１）露店等の開設者に事前確認を行うこと。対象火気器具等を使用する露店ごとの設置とすること。（２）事前確認どおりの配置になっているか当日確認を行うこと。 |
| ５ | 火災時の初動体制 | （１）通報担当者　　（　　　　　　）　　（　　　　　　）（２）消火担当者　　（　　　　　　）　　（　　　　　　）（３）避難誘導担当者（　　　　　　）　　（　　　　　　）（４）応急手当担当者（　　　　　　）　　（　　　　　　） |
| ６ | その他 | （１）計画に変更が生じた場合には、ただちに消防署へ連絡すること。（２）防火のための巡回、交通整理及び避難誘導等の安全管理に係る人員を配置すること。（３）対象火気器具等を使用しようとする露店の開設者に対し火災予防上必要な指導を実施すること。（４）指定催しの主催者は、参加者の安全に問題となる事象（想定外の来場者、事故の発生、天候の悪化等）が発生すれば、観客等の安全確保を最優先し、必要な対応策（アナウンスの実施、避難通路の確保、計画の一部変更又は中止、警察・消防への通報）をとること。 |